

2022年度  
関西学院大学ロースクール

B日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

発行可能株式総数 10 万株、発行済株式数 3 万株の公開会社（指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社ではない。）である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、いわゆる上場会社ではなく、種類株式発行会社でもない。甲社の代表取締役 A は、友人から持ち込まれた投資話を信じて、悪化している甲社の財務状況を改善するために、投資を行うことを考えた。この投資のために、3000 万円の資金を調達することが必要であることから、6000 株の募集株式の発行を行うことを計画した。しかし、この計画を他の取締役と相談すれば、反対される可能性が高いと思われたことから、A は取締役会決議を経ることなく、6000 株の募集株式発行を実施した（以下「本件募集株式発行」という。）。また、A は、会社法上必要とされている株主に対する通知または公告も行わなかった。本件募集株式発行は、引受人である B が払込期日に全額を払い込んだことから、当該払込期日にその効力を生じた。

甲社株主である X は、本件募集株式発行の効力を争うために、出訴期間内に新株発行無効の訴えを提起する予定である。なお、本件募集株式発行の払込金額は、引受人 B にとって特に有利な金額ではなく、また本件募集株式発行は著しく不公正な方法によるものでもない。

〔設問 1〕

下線部の株主に対する通知または公告につき、判例の立場に従って、その趣旨を説明しなさい。

〔設問 2〕

X が提起した本件募集株式発行無効の訴えは認められるかについて論じなさい。

2022 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：商法】

《出題趣旨》

- ・ 本問は、公開会社において、株主への通知・公告を欠いてなされた募集株式の発行の効力を問うものである。
- ・ [設問 1] では、公開会社における募集株式発行の際に、株主への通知・公告が要求されている趣旨が問われており、[設問 2] では、当該制度趣旨に照らして、公開会社で株主への通知・公告を欠いてなされた募集株式発行の効力につき、具体的事案への当てはめが問われている。

《解説》

(1) [設問 1] について

- ・ 公開会社において募集株式を発行する場合には、原則として、取締役会決議のみでこれを行うことができる（会社 201 条 1 項）。
  - 株主が募集株式の発行に関与することができないため、適法な手続に基づいて発行されたかどうか、あるいは著しく不公正な方法で発行されていないかどうかなどについて、株主が認識する機会がない。
  - 法令違反の募集株式の発行、または著しく不公正な方法による募集株式の発行の場合には、株主は、事前に差止請求権（会社 210 条）を行使することにより、そのような違法な募集株式の発行から救済される。
- ・ すなわち、公開会社における通知・公告の制度（会社 201 条 3 項・4 項）は、株主が新株発行差止請求権を行使する機会を確保するためのものであるといえる（最判平成 9・1・28 民集 51 卷 1 号 71 頁）。

(2) [設問 2] について

- ・ 本件募集株式発行につき、株主 X による新株発行無効の訴えは認められるか。
- ・ 新株発行無効の訴えの原告適格は株主等であるところ（会社 828 条 2 項 2 号）、X は甲社株主であるから、原告適格を有する。また、新株発行無効の訴えの出訴期間は、公開会社では効力発生後 6 ヶ月以内とされているところ（同条 1 項 2 号）、本件では、出訴期間内に訴えを提起する予定であることから、この点も問題にはならない。
- ・ 新株発行無効の訴えの無効事由は法定されておらず、解釈に委ねられているところ、とりわけ公開会社では発行された新株は転々流通する性格を有することから、取引の安全に配慮する必要がある。したがって、重大な法令違反のみが無効事由に

当たると解される。

- ・ 本件では、甲社代表取締役 A は、取締役会の承認を得ることなく募集株式を発行しているが、これは無効事由とはならない（最判昭和 36・3・31 民集 15 卷 3 号 645 頁参照）。なぜなら、募集株式発行にかかる取締役会決議は内部的意思決定のための手続を欠いているに過ぎないことから、取引の安全を重視する必要があるからである。
- ・ 本件募集株式発行は、株主への通知・公告を欠いてなされている。これは、新株発行無効の訴えの無効事由となるか。上記の通り、公開会社における募集株式発行について、株主への通知・公告が要求されている趣旨は、株主に新株発行差止請求権行使の機会を保障するためである。したがって、新株発行差止請求権を行使しても、差止事由が存在しないためにこれが認められない場合を除き、株主への通知・公告を欠くことは、新株発行無効の訴えの無効事由に当たると解すべきである（前掲・最判平成 9・1・28）。
- ・ 本件では、既述の通り、甲社代表取締役 A が取締役会決議を経ることなく募集株式を発行しており、この点で本件募集株式発行には、法令違反としての差止事由が存在する（会社 210 条 1 号）。したがって、差止事由が存在するのであるから、株主への通知・公告を欠いてなされた本件募集株式発行は、新株発行無効の訴えの無効事由に当たるといふべきである。
- ・ 以上の検討から、本件において、X が提起した新株発行無効の訴えは認められると解される。

#### 《講評》

---

- ・ 公開会社が募集株式を発行する場合に原則として義務付けられる通知・公告の制度についての趣旨がしっかりと理解できていない答案も散見された。
- ・ また、通知・公告を欠く公開会社による募集株式発行の効力につき、上記最高裁判例が示す規範をしっかりと書いていた答案もいくつかはあったが、多くの答案はそれを正確に示すことができていなかった。
- ・ 規範が正確に示せていないということに起因して、本問における当てはめのレベルにおいても（〔設問 2〕）、当然に十分な当てはめがなされていない答案が多かった。
- ・ また、本問では、募集株式発行における募集事項の決定のための取締役会決議もなされていないため、この点についても検討が求められているが、この点を指摘している答案もそれほど多くはなかった。
- ・ 本問で問われている論点は、募集株式の発行の分野におけるいわば典型論点であって、それができていないということは、この分野に関して十分な学習が進んでいないことを想起させるものである。判例百選に掲載されている最高裁判例が存在す

る典型論点でもあるので、しっかりと学習しておくことが求められる。